

○ 震災に係る住宅取得等資金の非課税

(1) 特例の概要

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

（注）一定の要件については、「住宅取得等資金の非課税」と異なる部分がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

○ 受贈者ごとの非課税限度額（注1）

住宅用の家屋の種類 贈与の時期	省エネ等住宅（注2）	左記以外の住宅
令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	1,500万円	1,000万円

（注）1 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類に応じた金額となります。
なお、既に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

2 省エネ等住宅の概要については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されているパンフレット「[「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」等のあらまし（令和4年5月）（令和4年11月改訂）](#)」をご覧ください。

3 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人（又は受けた人）、令和3年分以前の年分において「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、原則として、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができません。

ただし、平成22・24年度の各税制改正前の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができる場合があります。

（2）適用要件

この特例は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災で被災された皆様への支援制度情報等については、首相官邸ホームページ【<https://www.kantei.go.jp/saigai>】をご覧ください。